

東京都北区福祉施設整備基金補助要綱

平成18年5月8日
17北福健第1587号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区福祉施設整備基金条例（平成17年10月東京都北区条例第46号）における福祉施設の整備を推進するため、基金の範囲内において施設整備等に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において対象とする福祉施設の整備者は、次に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (8) 福祉施設の建物を整備する土地所有者又は借地人

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる施設整備事業とし、施設整備事業が北区地域包括ケア推進計画又は北区障害者計画と整合する事業とする。

- (1) 東京都が毎年度定める認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業に関する実施要綱に規定する認知症高齢者グループホーム及びそれに併設する小規模多機能型居宅介護拠点又は看護小規模多機能型居宅介護拠点を新築、改築又は改修する事業
- (2) 東京都が毎年度定める東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）に関する実施要綱に規定する認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を新築、改築又は改修する事業
- (3) 「障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日福障精第76号）」に規定する障害者グループホーム又は重度身体障害者グループホームを新築、改築又は改修する事業
- (4) 東京都が毎年度定める老人福祉施設整備費補助に関する要綱に規定する既存の定員30人以上の特別養護老人ホームを大規模改修する事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に該当する事業に係る施設整備費及びその他区長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象事業に要する経費の実支出額から国及び都の補助金又は交付金その他の収入額を控除して得た額（法人負担額）の1/2と別表1に定める補助限度額を比較していずれか少ない額を上限として区長の定める額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により区長が特に必要と認める経費がある場合には、当該経費に関し、前項に規定する補助金額に加えて必要な金額を補助することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、補助対象者が東京都北区福祉施設整備基金補助金の交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出して行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、第6条の交付申請があった場合において相当と認めるときは、第12条の条件を付して補助金の交付を決定し、東京都北区福祉施設整備基金補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 この補助金は、後、補助対象者のものとする。ただし、補助事業の期間が複数年度にわたる場合は、事業の出来高に応じて、年度ごとに交付するものとする。

(請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、区長が別に定める期日までに、補助金交付請求書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 工事出来高明細書（工事費目別に契約金額、出来高金額及び出来高割合の示されているもの。）
- (2) 出来高を示す写真
- (3) 口座振替依頼書

(変更申請)

第10条 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、事業計画変更（廃止）承認申請書（別記第4号様式）により申請し、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認)

第11条 区長は、前条の規定に基づく変更申請があった場合において、承認を適当と認めるときは、変更（廃止）承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第12条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付目的を達成するため、別記1から別記4までの補助条件のうち必要な条件を付するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

付 則（平成20年10月16日区長決裁20北福健第1925号）
この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

付 則（平成22年3月9日区長決裁21北福健第2479号）
この要綱は、平成22年3月9日から施行する。

付 則（平成23年7月15日区長決裁23北福健第1557号）
この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

付 則（平成26年12月1日区長決裁26北福健第2159号）
この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則（平成27年5月22日区長決裁27北福健第1294号）
この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

付 則（平成28年11月8日区長決裁28北福健第2098号）
この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

付 則（平成29年8月14日区長決裁29北福健第1716号）
この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成29年11月21日区長決裁29北福健第2161号）
この要綱は、平成29年11月21日から適用する。

付 則（令和元年11月11日区長決裁31北福健第2223号）

1 この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間に第6条の交付申請があった補助金に係る改正後の第8条ただし書の適用については、同条ただし書中

「交付する」とあるのは、「交付できる」と読み替えるものとする。

付 則（令和４年２月１８日副区長決裁３北福健第２５１９号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（令和５年１２月１３日副区長決裁５北福地第２４４２号）
この要綱は、令和５年１２月１３日から施行する。

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 事故報告等

補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し、その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

区長は、必要が生じたとき、補助対象事業について報告させることがある。

4 補助対象事業の遂行命令等

(1) 区長は、補助対象者が提出する2、3及び5による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対しこれらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じることがある。

(2) 補助対象者が、(1)の命令に違反したときは、区長は、補助対象者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は第11条の規定により廃止の承認を受けたときは、速やかに東京都北区福祉施設整備基金補助金の事業実績報告書（別記第6号様式）による実績報告書を区長に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定等

区長は、5による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都北区福祉施設整備基金補助金の額の確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知する。

7 是正のための措置

(1) 区長は、6による調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象者に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることがある。

(2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取り消し

(1) 区長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令またはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、6により交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

9 補助金の返還

区長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助対象者に対し、その返還を命じるものとする。6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金

補助対象者は、8により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 延滞金

補助対象者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 他の補助金等の一時停止等

補助対象者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金額と未納額とを相殺するものとする。

13 財産処分の制限

補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

14 財産処分による収入の取扱

補助対象者が、区長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 財産管理

補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な

運用を図らなければならない。

16 帳簿及び関係書類の管理保管

補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

17 防火設備の条件

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正規則」という。）及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第127号）により設置が義務化された防火設備については、改正令附則第3条第1項及び第2項並びに改正規則附則第2項に定められた経過措置期間にかかわらず本整備と併せて整備すること。

18 根抵当権設定の禁止

補助対象者は、補助を受けようとする施設の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

19 消費税等に係る税額控除の報告

(1) 補助対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、区長の求めに応じ、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記第8号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

(2) 補助対象者が、全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うものとする。

(3) 区長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

20 その他の条件

(1) 利用者の利用（入居）に際しては、北区民が優先して利用（入居）できるよう、特段の配慮を行うこと。

(2) 北区が行う高齢者福祉関連事業及び障害者福祉関連事業に積極的に協力すること。

別記2（第12条関係）

特定非営利活動法人等に対する補助条件

第2条第3号から第5号までに定める法人に対しては、別記1に加えて次に掲げる条件を付するものとする。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条により設立された公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、NPO法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。
- (2) 公益法人については、主務官庁に認可された定款若しくは寄付行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。
- (3) 農業協同組合法により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、指定地域密着型サービス事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。
- (4) 法人の役員、社員、従業員、寄附者またはこれらの者の親族等その他特別の関係にある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行わないこと。
- (6) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

- (1) 利用者の利用（入居）に際しては、北区民が優先して利用（入居）できるよう、特段の配慮を行うこと。
- (2) 北区が行う認知症高齢者介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
- (3) 施設の運営等に関し、東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月東京都北区規則第51号）第99条（第122条において準用する場合を含む。）並びに東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月東京都北区規則第52号）第58条（第82条において準用する場合を含む。）に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、北区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記3（第12条関係）

民間企業等に対する補助条件

第2条第6号又は第7号に定める法人に対しては、別記1に加えて次に掲げる条件を付するものとする。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

(1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。

(2) 地域密着型サービス事業の運営に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行わないこと。

(2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 利用者の利用（入居）に際しては、北区民が優先して利用（入居）できるよう、特段の配慮を行うこと。

(2) 北区が行う認知症高齢者介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(3) 施設の運営等に関し、東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月東京都北区規則第51号）第99条（第122条において準用する場合を含む。）並びに東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月東京都北区規則第52号）第58条（第82条において準用する場合を含む。）に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、北区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記4（第12条関係）

土地所有者等に対する補助条件

第2条第8号に定める土地所有者等に対しては、別記1に加えて次に掲げる条件を付するものとする。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、第2条第3号から第5号までに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、第2条第6号又は第7号に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

別表 1 (第 5 条関係)

基金補助限度額

施設の種類	整備区分	適用単位	補助限度額
認知症高齢者グループホーム	新築 改築 改修	1 ユニット	5,000 千円
小規模多機能型居宅介護拠点 看護小規模多機能型居宅介護拠点	新築 改築 改修	宿泊定員 1 人	1,000 千円
障害者グループホーム 重度身体障害者グループホーム	新築 改築	1 施設	10,000 千円
		総定員 8 人以上で 2 ユニット以上の施設	20,000 千円
	改修	1 施設	3,000 千円
特別養護老人ホーム (既存施設、定員 30 人以上)	大規模 改修	1 施設	12,500 千円